

遊戯施設定期点検業務委託

特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は「遊戯施設定期点検業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条（業務の目的）

本業務は、能美市が所有する都市公園等の適正な管理の為、（一社）日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」に基づき、遊戯施設の定期点検を行うものである。

第3条（業務の対象範囲）

業務対象範囲は、能美市地内にある都市公園等 47 箇所とする。
（対象施設は別途数量調書参照）

第4条（履行期間）

本業務の履行期間は、令和 8 年 10 月 30 日とする。

第5条（疑義の処置）

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合、あるいは特に記載していない事項については、調査職員と協議の上、その指示に従うものとする。

第6条（適用事項）

本業務を実施するにあたっては本仕様書による外、契約書、共通仕様書並びに関係法規・指針に基づくものとする。

第7条（貸与資料）

本業務を実施する上で必要な既存資料（下記）は貸与する。また、貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保存を慎重に行うものとする。

- ・「能美市公園施設長寿命化計画策定業務委託（平成 30 年度）」【報告書】
- ・「能美市公園施設長寿命化計画策定業務委託（その 2）（令和 2 年度）」【報告書】

第8条（損害賠償等）

本業務の実施にあたり関係法令等を遵守し、公衆の迷惑を及ぼさないように留意しなければならない。万一、第三者に損害を与えた場合は、すべて受託者の責任において解決するも

のとし、その旨を速やかに調査職員に報告しなければならない。

第9条（成果品の検査・納品）

本業務の成果品の検査については、工程毎又は業務完了後、調査職員の検査を受けるものとする。調査職員から本仕様書に適合しないもの、あるいは本業務の目的に適合しないものとして修正の指示があった場合は、受託者はこれを速やかに修正し、提出するものとする。

第10条（成果品の修正）

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は調査職員の指示に従い、必要な処理を受託者の責任において行うものとする。

第11条（成果品の帰属）

本業務の成果品はすべて能美市に帰属するものとし、許可無く使用、流用してはならない。

第12条（守秘義務）

本業務に関する事項については、機密を厳守し無断で第三者に漏洩してはならない。

第2章 業務内容

第13条（業務内容）

能美市の管理する都市公園等において、(一社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」に基づき、遊戯施設の定期点検を行い、報告書を作成する。報告書は(一社)日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2024」に記載する定期点検総括表・定期点検表・写真台帳に基づき作成すること。

業務における「管理技術者」「担当技術者」は(一社)日本公園施設業協会が認定する「公園施設製品安全管理士」「公園施設点検管理士」「公園施設製品整備技士」「公園施設点検技士」でなければならない。

第14条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時・成果品納入時に行い、円滑な業務を実施することとする。また、協議終了後速やかにその結果を整理し、打合せ記録簿を提出することとする。

第3章 成果品項目

第15条（成果品）

成果品は下記のとおりとする。また、成果品はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずに第三者に公表あるいは貸与してはならない。

- ①業務完了届
- ②定期点検業務報告書（A4版・ファイル綴り）

（一社）日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2024」に記

載する定期点検総括表・定期点検表の様式及び写真台帳

③電子データ（CD-R）

④その他調査職員が必要と認めたもの